

訪問看護の使い方

訪問看護は医療行為がないと使えないと思っていませんか？
看護師は、病気や障害を理解し、今後起こりうる症状を予測して悪化しないように
予防的に関わる事ができます。安定した状態で自宅療養継続するためには生活を
支える医療者の介入は必要になります。



例えば、どんな時に活用する？

- ・服薬コンプライアンス
- ・入院に至らない救急搬送や通院回数が多い
- ・化学療法で通院して、副作用の出現や意思決定支援の介入が必要な人
- ・退院直後の不安が大きい
- ・予防的に介入
- ・精神疾患があり、病状の変化を見てほしい

困ったことがあったら訪問看護に
相談してみましょう！




目次

○訪問看護を使うまでの流れ	2
○保険適応フローチャート	3
別表7	4
別表8	5
○利用する保険の違い	6
・医療保険の場合	6
・介護保険の場合	8


訪問看護を使うまでの流れ ～ 自宅で安心して過ごすためのサポート ～



訪問看護を利用する際は訪問看護指示書が必要となります。
まずは指示書を記載する主治医(医師)に確認する必要があります。まずはご相談ください！


- ①  訪問看護ステーションまたは居宅介護支援事業所に相談



- ②  主治医へ訪問看護指示書の依頼

☆指示書依頼は、ケアマネジャーでも訪問看護でもいいです



- ③  保険区分の判定

■ 医療保険……訪問看護開始時、ご自宅で契約

■ 介護保険……訪問看護事業所と居宅介護支援事業所の連携



サービス担当者会議をおこないます。

☆介護保険は必須です！！



- ④ 利用開始

※一般的な訪問看護の流れを示しています

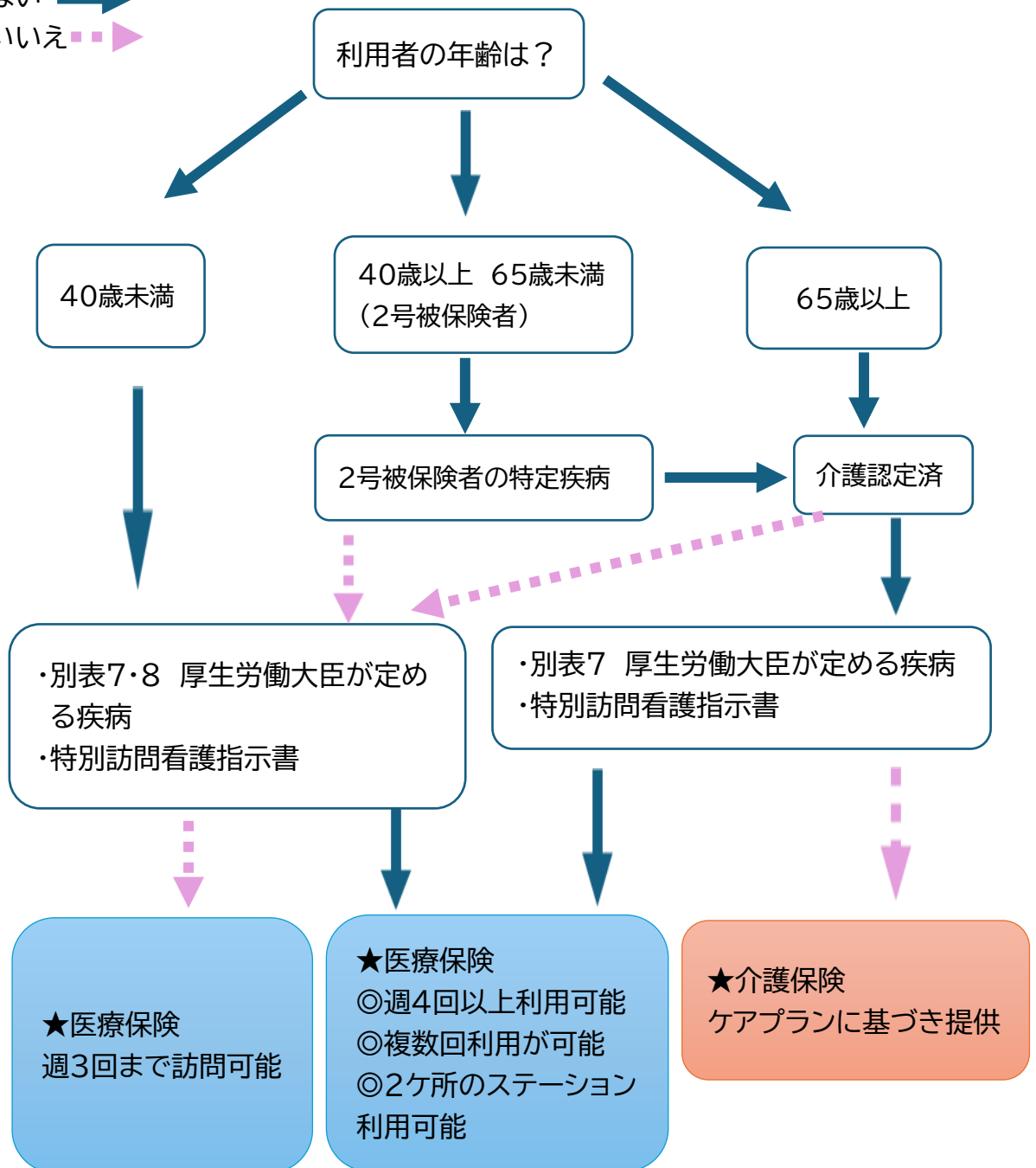
【ケアマネジャーへのお願い】

精神疾患、障害、難病、がん終末期など、医療保険による訪問看護を利用される場合であっても、療養生活を支えるためには多職種での情報共有が重要です。特に、日常生活を支えるヘルパー等の生活支援に関わる職種からの情報は、ケアの質向上や状態変化の早期把握につながります。担当者会議の開催時には、ぜひ訪問看護にもお声かけをお願いいたします。

保険適応フローチャート

訪問看護を利用するには、医療保険か介護保険での訪問となります。

はい →
いいえ ⇨



※上記以外に、精神科から精神科訪問看護指示書(退院後特例あり)が発行された場合は、医療保険での訪問となります。

精神科通院中の方は、訪問看護にご相談ください。

☆別表7

厚生労働省が定める疾患

厚生労働省が定める「疾病」のことで、医療保険が優先的に適応される。

- 末期の悪性腫瘍
- 多発性硬化症
- 重症筋無力症
- スモン
- 筋萎縮性側索硬化症
- 脊髄小脳変性症
- ハンチントン病
- 進行性筋ジストロフィー
- パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症分類Ⅲ度以上かつ生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度)
- 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)

※特別指示書を月2回交付できる者(有効期間 28 日間)

・気切カニューレを使用している状態にある者

・真皮を超える褥瘡の状態にある者

※ ⚠ 特別指示書: 患者の主治医が、診療に基づき、急性憎悪等により一時的に頻回(週4回以上)の訪問看護を行う必要性を認め。訪問看護ステーションに対して交付する指示書。

☆別表8

厚生労働省が定める「状態」のことで原則として介護保険が優先的に適応される。

- 在宅麻薬等注射指導管理を受けている状態にある者
- 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている状態にある者
- 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている状態にある者
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- 気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態
- 在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態にある者
- 在宅血液透析指導管理を受けている状態にある者
- 在宅酸素療法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅自己導尿指導管理を受けている状態にある者
- 在宅人工呼吸指導管理を受けている状態にある者
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態にある者
- 在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態にある者
- 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
- 人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者
- 真皮を越える褥瘡の状態にある者
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
- **在宅難治性皮膚疾患処置指導管理**

※太字は令和8年度診療報酬改定で追加

利用する保険の違い

- ・医療保険:がん末期・難病・障害・小児慢性特定疾病・65歳未満など
→自己負担:1~3割(高額療養費制度あり)
- ・介護保険:65歳以上で要介護・要支援認定を受けた方
→自己負担:1~3割(所得に応じる)

○医療保険の場合

【自己負担割合】

70歳未満	原則3割
70~74歳	原則1割 or 2割(現役並みは3割)
75歳以上	原則1割(所得により2割 or 3割)

◎利用料の仕組み



訪問看護基本療養費 I

- 例)・週3回まで:約 5,500 円(1割負担:約 550 円)
- ・週4回以降:約 6,500 円(1割負担:約 650 円)



管理療養費

- 例) ※事業所の機能に応じて違います。
- ・月の初日:約 7,670~13,230 円(1割負担:約 770~1,320 円)
- ・月の2回目以降:約 2,500~3,000 円(1割負担:約 250~300 円)



加算

- 例)・24時間対応体制加算:約 6,500~6,800 円/回(1割負担:約 650~680 円)
- ・特別管理加算:約 2,500~5,000 円/月(1割負担:約 250~500 円)
- ・ターミナル(死亡月):2,500 円/回(1割負担:約 2,500 円)

※事業所により、休日料金と交通費が別途かかる場合があります。



☆高額療養費制度(高齢者の医療保険制度の自己負担限度額)

高額療養費の支給対象となる場合には、原則として、保険年金課資格給付担当者から世帯主宛に申請書類が届き、手続きを行うと原則自動振込となります。申請書類が届くのは診療月の約2～3ヶ月後となります。

70歳未満→区分アイウエオの5つの区分

70～74歳→一般・現役並みⅠ～Ⅲ・低所得1～2の6つの区分

① 一般・区分工(現役並みでない人)

- ・自己負担:1～2割
- ・月の上限:18,000円(一般)、57,600円(区分工)
- ・世帯合計:18,000～57,600円(所得による)

② 現役並み所得・区分ア～ウの人(3割負担)

区分	月額上限
現役並みⅢ・ア	252,600円+(医療費-842,000)×1%
現役並みⅡ・イ	167,400円+(医療費-558,000)×1%
現役並みⅠ・ウ	80,100円+(医療費-267,000)×1%

③ 低所得1・2・区分オ(非課税世帯)

- ・月額上限:8,000円(低所得1・2)、34,500円(区分オ)

➡💡まとめ:医療保険での利用料はおおよそ下記のようになります

- ・普通の高齢者 → 月18,000円
- ・中所得 → 月50,000～60,000円台
- ・現役並み → 月80,000円以上
- ・低所得 → 月8,000円
 - ※ 病院・往診・薬局も合算
 - ※ 外来=個人ごと、入院=世帯合算

【特例制度】

- ・生活保護:自己負担なし
- ・障害者医療証:自己負担なし。または定額
- ・小児慢性特定疾病:月額上限あり
- ・難病医療費:月額2,500～20,000円程度
- ・自立支援:月額2,500～20,000円程度

○介護保険の場合

【対象】要介護 1～5、要支援 1～2

【地域】平塚市(5 級地:1 単位=10.14 円で計算)

【備考】実際の請求額は加算・減算・負担割合により変動します。

◎利用料の仕組み



要介護 1～5

訪問看護基本療養費



- (例)・30 分未満:約 470～490 円(1 割負担)
・30～60 分:約 820～880 円(1 割負担)
・60～90 分:約 1,120～1,200 円(1 割負担)
・理学療法士 20 分:約 298 円(1 割負担)

加算

- (例)・緊急時訪問看護加算:約 574～600 円/回
・特別管理加算:約 250～500 円/月
・ターミナル(死亡月):2,500 円/回

要支援1、2

訪問看護基本療養費



- (例)・30 分未満:約 451 円(1 割負担)
・30～60 分:約 794 円(1 割負担)
・60～90 分:約 1,090 円(1 割負担)
・理学療法士 20 分:約 300～315 円(1 割負担)

加算

- (例)・緊急時訪問看護加算:約 574～600 円/回
・特別管理加算:約 250～500 円/月

実際の支払い例

【介護保険・週 2 回】:1 回 約 800 円 × 月 8 回 = 約 6,400 円

【医療保険・毎日】:1 回 約 850 円 × 月 30 回 = 約 25,500 円

※ 高額療養費や特例でさらに減額可能

お問合せ先

☆訪問看護事業所(ステーション)をお探しの際は

- ・平塚市ホームページ「介護保険事業所一覧」
- ・「介護情報サービスかながわ」 をご覧ください。

☆訪問看護について詳細は

- ・各訪問看護事業所
- ・居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)
- ・市内高齢者よろず相談センター へお問合せください。

迷ったらお気軽にお問合せください🍀